

企画課	カジノ管理委員会政策評価における令和３年度政策評価書及び令和４年度事前分析表の各案について	令和４年８月１８日
１．趣旨 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成１３年法律第８６号。以下「法」という。）第６条及び第７条に基づき、「カジノ管理委員会政策評価基本計画」（令和２年度から令和６年度の５か年計画）、「令和４年度カジノ管理委員会政策評価実施計画」（参考資料１）を策定した。これらに基づき、令和３年度政策評価書（別添１）及び令和４年度事前分析表（別添２）を作成するもの。 ２．学識経験を有する者の知見の活用について カジノ管理委員会政策評価基本計画において、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとされている。 これを踏まえ、６月２０日（月）に政策評価懇談会を開催し、政策評価書（案）及び事前分析表（案）について学識経験者から意見を聴取したところ、主に事前分析表（案）について、法令等の公布施行に係る手続面を踏まえた測定指標の整理や、達成手段に係る令和４年度予算の執行額及び要求額の記載に関する指摘があり、これらについて反映を行った。 ３．今後のスケジュール 法第１０条第２項の規定等に基づき、事前分析表及び政策評価書の策定後、これを総務大臣に送付するとともに、公表する。		

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

別添1

(カジノ管理委員会R4-①)

施策名	カジノ事業の健全運営のための制度の整備					
施策の概要	カジノ事業の健全運営のための制度の整備を行う。					
達成すべき目標	カジノ事業の健全な運営を確保し、カジノ規制を厳格に実施するため、令和3年4月に行った意見公募手続きによって提出された意見を踏まえ、カジノ管理委員会規則等を公布・施行する。また、カジノ事業免許の審査基準等について検討・審議を進める。					
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	－	691百万円	830百万円	888百万円
		補正予算(b)	－	－	-71百万円	－
		繰越し等(c)	－	－	－	－
		合計(a+b+c)	－	－	759百万円	－
	執行額(百万円)		－	204百万円	288百万円	597百万円
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						
・経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定) 第2章3. (4)IR整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。						

測定指標	カジノ管理委員会規則等の意見公募手続の実施		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ管理委員会規則等について令和3年4月～5月にかけて意見公募手続を実施し、7月に意見に対する回答を公表した。		3年度 手続の実施	達成
	カジノ管理委員会規則等の公布・施行		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ管理委員会規則について令和3年7月16日に公布、同年7月19日に施行した。 また、カジノ関連機器等製造業の許可等及び指定試験機関の指定等に係る審査基準を同年7月16日に公表、7月19日に施行した。		3年度 公布・施行	達成
	カジノ事業免許の審査基準等の検討・審議		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ事業免許の審査基準等について検討を進め、カジノ管理委員会において審議を行った。		3年度 検討・審議	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成)
		(判断根拠) それぞれの実績が目標を達成したため。
	施策の分析	カジノ管理委員会規則等については、平成30年7月27日に公布された特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)附則第1条本文において、カジノ事業等の規制の施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。この施行期日に関する規定に従い、同規則等を公布・施行した。公布・施行に当たっては、同規則等意見公募手続を実施した。 調査支援システム(背面調査支援システムより名称変更)及び業務システム(電子納付情報取得に係る機能)については令和4年3月をもって構築が完了し、入退場管理システムについてはプロトタイプ(機能実証版)の開発が令和3年9月で完了、10月より本体構築を開始するなど、計画通りに進捗し、カジノ事業の健全運営のための環境整備に寄与している。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き令和3年度においても、海外渡航の機会が制限されたため、海外出張を含め、海外における研修の受講や海外からの専門家招聘が行えなかったことから、予算執行率が低くなった。そのような制約下においても、国際ゲーミング規制者協会(IAGR)総会といった諸外国・地域の規制当局等が参加する機会を活用して対面接触による情報収集・関係構築を行った。また、調査研究の委託や、オンライン会議による研修(ネバダ大学ラスベガス校による技術研修)の受講、IR事業者や海外規制当局とのオンラインによる意見交換等の補完的な取組などを通じて深めた審査手法等についての知見を踏まえ、カジノ事業免許の審査基準等についての検討・審議を行い、コロナ禍における対面による情報収集の機会が制約される中で、カジノ事業の健全な運営のための制度の整備に必要な不可欠な情報を得るための最大限の努力を行った。 令和4年度以降は、各国の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、オンライン会議等に加えて、職員の海外出張等の対面接触を通じて、海外におけるカジノ規制・審査・監督に係る情報収集を積極的に実施していく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 令和4年4月に特定複合観光施設区域整備法に定める区域整備計画の認定申請がなされたことから、今後は、国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者が申請するカジノ事業免許の付与等に係る審査基準・ガイドラインの策定・公表を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	令和4年6月20日に開催された政策評価懇談会において、委員から、意見公募手続は、命令等を定めようとする際の手続として行政手続法上定められているものであることから、測定指標として施行・公布と分離して評価しない方が望ましいのではないかと指摘があり、令和4年度事前分析表に反映した。また、令和3年度予算について、執行額を明記した方が良いとの指摘があり、本評価書に反映した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	総務企画部企画課	作成責任者名 (※記入は任意)	企画課長 堀信太郎	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------------------	-----------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(カジノ管理委員会R4-①)

別添2

施策名		カジノ事業の健全運営のための制度の整備			担当部局名	総務企画部企画課 監督調査部監督総括課	作成責任者名 (※記入は任意)	企画課長 堀信太郎 監督総括課長 堀内尚
施策の概要		カジノ事業の健全運営のための制度等の整備を行う。			政策体系上の位置付け	カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保		
達成すべき目標		カジノ規制を厳格に実施するため、カジノ事業免許等に係る審査に関する基準の策定を行うとともに、審査・監督に必要なシステムの構築等を行うことにより、健全なカジノ事業の実現を図る。			目標設定の考え方・根拠	特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画が令和4年4月末に観光庁へ提出されたことを踏まえ、2020年代後半に予定されるカジノ事業の開業に向けてカジノ事業免許等の申請が行われることを見据えた審査・監督のための体制・基盤を整備する必要があるため。	政策評価実施予定時期	令和5年8月頃
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1	カジノ事業免許の審査基準の策定・公表	カジノ事業免許の審査基準を策定・公表する。		令和4年度	・特定複合観光施設区域整備法に定めるカジノ事業免許の申請に向けて、カジノ事業免許に係る審査基準を対外的に明らかにする必要があるため。 ・スケジュール: 令和4年5月に意見公募手続を実施し、同年夏頃に審査基準を策定・公表する。			
2	カジノ事業免許等に係るガイドライン等の策定・公表	カジノ事業免許等に係るガイドライン等について策定・公表を進める。		令和4年度	・特定複合観光施設区域整備法に定めるカジノ事業免許等の申請に向けて、カジノ事業免許等に係るガイドライン等の作成・準備を進める必要があるため。 ・スケジュール: 令和4年度夏頃からガイドライン等を策定・公表する。			
3	効率的な審査・監督のためのプラットフォームの構築・知見の蓄積等	カジノ事業免許等の審査・監督及びその他のカジノ規制に必要なプラットフォームの構築・検討及び知見の蓄積を進める。		令和8年度	・効率的なカジノ事業免許等の申請審査・監督及びその他のカジノ規制に向けて、必要なプラットフォームの構築・検討及び知見の蓄積を進める必要があるため。 ・内容: 効率的なカジノ事業免許等の申請審査に向け、運用を開始している業務システムの機能追加を随時行う。 厳格なカジノ規制のため、依存防止対策の1つである入場規制を行う入退場管理システムの構築を令和5年3月までに完了させる。			
達成手段		予算額計(執行額)			関連する指標	達成手段の概要等		令和4年 行政事業レビュー 事業番号
		令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1)	カジノ規制の整備・運用のための調査研究	-	116百万円 (69百万円)	116百万円 (93百万円)	154百万円	1～3	カジノ事業免許等に係る審査に向けた調査等を実施する。 ・カジノ事業免許の審査基準及びカジノ事業免許等に係るガイドライン等の策定や実際の審査・監督の運用に活かすための調査を行う。	0001
(2)	カジノ事業の監督等に必要なシステムの構築等	178百万円 (145万円)	238百万円 (147百万円)	437百万円 (429百万円)	(注)	1～3	厳格なカジノ規制の運用に向けたシステム構築等を行う。 ・令和5年3月までに入退場管理システムの本体構築を完了する。 ・令和4年3月までに構築を完了した調査支援システム(背面調査支援システムより名称変更)の管理・運用及び機能追加を行う。 ・令和4年3月までに構築を完了した業務システムの管理・運用及び機能追加を行う。	0002
施策の予算額・執行額		691百万円 (204百万円)	830百万円 (288百万円)	888百万円 (597百万円)	621百万円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2022 について(令和4年6月7日閣議決定) 第2章2.(3)カジノ規制の実施を含めたIR整備等を強力に推進する。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) Ⅲ1.(2)IR整備について、厳格なカジノ規制の実施を含め、区域整備計画の認定など所要の手続きを着実に進める。	

(注) 令和4年度予算額(329百万円)はデジタル庁にて一括計上されている。

令和 4 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 4 年 3 月 10 日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 4 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

以下のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

令和 4 年度施策名（評価実施単位）：

カジノ事業の健全運営のための制度の整備

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(カジノ管理委員会3)

施策名	カジノ事業の健全運営のための制度の整備				担当部局名	総務企画部企画課 監督調査部監督総括課	作成責任者名 (※記入は任意)	企画課長 堀信太郎 監督総括課長 住友一仁
施策の概要	カジノ事業の健全運営のための制度の整備を行う。				政策体系上の位置付け	カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保		
達成すべき目標	カジノ事業の健全な運営を確保し、カジノ規制を厳格に実施するため、令和3年4月に行った意見公募手続によって提出された意見を踏まえ、カジノ管理委員会規則等を公布・施行する。 また、カジノ事業免許の審査基準等について検討・審議を進める。				目標設定の考え方・根拠	特定複合観光施設区域整備法のうち、カジノ事業等に係る規定を法の公布日から3年以内(令和3年7月26日)に施行することとされ、区域整備計画の認定申請が10月から開始されるため。	政策評価実施予定時期	令和4年8月頃
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 カジノ管理委員会規則等の意見公募手続の実施	カジノ管理委員会規則等の意見公募手続を実施する。		令和3年度		・特定複合観光施設区域整備法のうち、カジノ事業等に係る規定を法の公布日から3年以内(令和3年7月26日)に施行することとされており、カジノ管理委員会規則等を制定する必要があるため。 ・スケジュール: 令和3年度当初に意見公募手続を実施する。			
2 カジノ管理委員会規則等の公布・施行	カジノ管理委員会規則等を公布・施行する。		令和3年度		・特定複合観光施設区域整備法のうち、カジノ事業等に係る規定を法の公布日から3年以内(令和3年7月26日)に施行することとされており、カジノ管理委員会規則等を制定する必要があるため。 ・スケジュール: 令和3年7月26日までにカジノ管理委員会規則等を公布・施行する。			
3 カジノ事業免許の審査基準等の検討・審議	カジノ事業免許の審査基準等について検討・審議を進める。		令和3年度		・特定複合観光施設区域整備法に定める区域整備計画の認定に向けてカジノ事業免許に係る審査基準・ガイドラインの制定準備を進める必要があるほか、カジノ関連機器等製造業者等の許可・認定及び指定試験機関の指定の実施に向けてもガイドライン等について制定準備を進める必要があるため。 ・スケジュール: 主に令和3年度のカジノ管理委員会規則等の公布・施行後から具体的な審査項目についての検討を本格化する。			
達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和3年 行政事業レビュー 事業番号	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1) カジノ規制の整備・運用のための調査研究	-	-	116百万円 (69百万円)	116百万円	1～3	カジノ管理委員会規則等の制定に向けた調査等を実施する。	0001	
(2) カジノ事業の監督等に必要システムの構築等	-	178百万円 (145百万円)	238百万円 (147百万円)	437百万円	1～3	カジノ管理委員会規則等の将来的な運用に向けたシステム構築等を行う。 ・入退場管理システム: 令和3年9月末までにプロトタイプを完成するとともに、令和5年3月までに本体構築を完了する。 ・背面調査支援システム: 令和4年3月までに構築を完了する。	0002	
施策の予算額・執行額	-	691百万円 (204百万円)	830百万円 (288百万円)	888百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定) 第2章3. (4)IR整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。		

令和 4 年度カジノ管理委員会政策評価懇談会議事録

1. 日時 令和 4 年 6 月 20 日（月）10：20～10：55

2. 場所 カジノ管理委員会 12 階大会議室（web 会議システムを併用）

3. 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

大森 明 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授

工藤 裕子 中央大学 法学部教授

野口 貴公美 一橋大学大学院 法学研究科教授

【事務局】

坂口次長、清水総務企画部長、箭野総務課長、堀企画課長、堀内監督総括課長、小林
総務課企画官、稲垣企画課課長補佐

4. 議題

令和 3 年度政策評価書（案）及び令和 4 年度分析表（案）について

5. 配布資料

資料 1 令和 3 年度政策評価書（案）

資料 2 令和 4 年度事前分析表（案）

参考資料 カジノ管理委員会政策評価基本計画

令和 3 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 3 年度事前分析表

令和 4 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

6. 議事録

（座長については、会議当日に前もって選定済）

○課長補佐

それでは政策評価懇談会を開始したいと思います。企画課で課長補佐をしております稲垣と申します。よろしくお願いいたします。これより、工藤座長の方に司会をお願いしたい

と思います。工藤座長よろしくお願いいたします。

○工藤座長

座長を務めます工藤です。よろしくお願いいたします。令和3年度政策評価書(案)及び令和4年度事前分析(案)について順番に、担当課である企画課長より説明をお願いいたします。

[企画課長から資料1「令和3年度政策評価書(案)」及び資料2「令和4年度事前分析表(案)」を説明]

○工藤座長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

○大森委員

令和3年度の評価書です。今回コロナ禍で予算の執行が大幅にできず、800百万円ぐらいが300百万円弱という形だったかと思うのですが、お書きいただいたとおり、かなりオンラインで対応できたなど、こういった制約下においても、色々と尽力いただいたと思います。まず、オンライン会議による研修は、誰に対する研修を行ったのかというのが1点と、もう1点は、このオンラインにおいて十分できたことと、オンラインにおいては十分にできなかったこと、本当はこれもやりたかったが、コロナ禍の制約でできなかったことなどについて承知したい。また、来年度以降の国際動向の調査や他機関、国際機関との連携等を踏まえた際に、オンラインで可能なものはオンラインで行うような形で、将来の事業を見込んでいけるのかどうか等について伺いたい。

○企画課長

最初の御質問ですが、オンラインの研修会は、カジノ管理委員会事務局の職員を対象に行っております。実際の実務に携わっている職員が、ネバダ大学ラスベガス校による研修を受講し、カジノ運営やカジノ規制に関する基礎的な知識を学んでおります。それから、2点目に御質問いただいた、オンラインでできることできないこと、対面でできることの整理につきましては、カジノ管理委員会においてもその都度、整理をしているところではありますが、実際オンラインでできることとして、例えば、IR事業者や規制当局との技術的な意見交換は、オンラインでもかなりの部分に対応できると考えております。他方、出来ないこととしては、海外規制当局等との信頼関係構築など人間関係構築については、対面で会わないと難しい部分があります。そのため、新型コロナの状況を見て、海外渡航できるような状況になってきましたら、積極的に対面での人的ネットワーク構築を行うことも必要ではないかと考えております。

○大森委員

ありがとうございます。1つ目の職員に対する研修ですが、これから監督機関としてカジ

ノ管理委員会が恒常的に審査・管理・監督していくに当たり、職員の研修において、どのように職員教育を行い、監督能力を向上していくかというような人材開発計画等が、もしあれば教えていただきたい。オンライン会議に関しましては、今後、事業の予算の効率的な執行の面も含めて、オンラインでできることはコロナが終わっても、オンラインで行った方が良いのではないかという意見になります。

○企画課長

人材開発計画につきましては、時期は確定しておりませんが、今年も引き続き機会があれば、ネバダ大学ラスベガス校や、その他の講習会等も行われる予定がございますので、そのような機会を活用していくことになると思います。

○大森委員

分かりました。システマティック（体系的）に行うと良いかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○野口委員

私から2つ御質問させていただきます。1点目は、そもそも論で恐縮ですが、資料1と資料2に跨る問題です。測定指標に関して、意見公募手続とそれぞれの規則・審査基準の策定が別の指標に分けられています。法制上、これは規則を制定するときにパブコメを行うものなので、1つの指標になるのではないかと考えますが、この測定指標を2つに分けられているのは、例えば他省庁の例に倣っているのかなど、こういった考え方に基づいているのかお伺いしたいというのが1点目です。もう1つは資料2に関わる点で、先ほどのお話にあったように、事業のプロセスについては審査基準の策定公表という非常に重い大きい仕事であり、測定指標3のガイドラインの策定公表も同時並行で進められていくものだと思いますが、そのように考えると、審査基準等は既に案をパブコメにかけている段階であるにもかかわらず、予算を見たときに、達成手段(1)については、令和3年度と比較して令和4年度の当初予算案が少し増えています。仕事の運びからすると、作業の大半は、もう山場を迎えて終わりかけていると思われますが、その上で、増額となっているのは、こういった事情・理由があるのかをお伺いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○企画課長

測定指標を意見公募手続と策定・公表に分けている理由ですが、意見公募手続をしっかりと行うことが必要と考えておりましたので、2つに分けています。大きく見ると、公布・施行と意見公募手続は一連の手続きではないかとの御指摘ですが、それぞれ確実に、意見公募手続を行い、その上で公布・施行に向けた手続を別途行うことという意味で分かりやすくするために、測定指標を2つに分けているところです。他省庁の事例は、今すぐに思いつかないのですが、昨年、令和3年度事前分析表を策定する際にも同様の考え方で、測定指標を意見公募手続と策定・公表に分けて記載をしています。2点目の御質問は、令和4年度事前分析表における測定指標も踏まえてお答えします。測定指標中、審査基準の公布施行、すなわち法制度整備に関する部分については、ピークの時期が年度前半にあることは事実です

が、達成手段（１）の調査研究には、法制度整備のほか、制度の運用面に活用するためのものも含まれており、コロナ禍が落ち着きつつあり海外を含めた実地の調査も比較的对応しやすくなってきた今後は、より積極的に制度の運用面についての情報収集を行っていきたいと考えていることから、予算についても増額としております。この運用面についても表に出す趣旨で、単年度ではなく継続的な取組にはなりますが、令和４年度の事前分析表においては、カジノ規制に必要なプラットフォームの構築についても測定指標として明記している次第です。

○野口委員

ありがとうございました。１点目に関しては、そもそも論と申し上げたのはそういったことで、昨年からの経緯は私も承知しています。日本で初めて立ち上がった組織においてこれから初めて実施していく法律であり、その仕組みを構築する段階なので、慎重に政策を分割するという説明は成り立つような気がいたしますが、大きく政策と見たときには、１つの基準の策定を動かしていくことには変わりがないため、今後は、類似の政策評価の例なども参考にしながら、こういった分割で良いかは考え直した方が良いと思います。少し意地悪な目線で言うと、１つの測定指標に対する「良い」という評価をもらうべきものを、指標を分割すると２つの「良い」という評価がもらえてしまうため、やはり慎重になった方が良いのかなという気がしたのでお伺いしました。

○工藤座長

野口先生、ありがとうございました。今の件に関しまして、昨年も色々議論がありました、多分時間切れといいますが、最終的に政策評価書をこう変えますなどといった具体的な話まではいかなかったと私も理解しております。昨年は初年度、事業を開始して正に初めての時期であり、施策も制度の整備という抽象的な施策名になっています。また、野口先生に大変重要な点を指摘していただきましたとおり、制度設計をしている現段階では仕方ない側面もあるのでしょうか、測定指標が、進捗管理に留まっています。令和４年度の事前分析表で測定指標を１と２に分けているのは本来おかしいと私も思います。要は、測定指標１は、測定指標２のためにやっている１つの途中経過にすぎないものであり、行うことも決まっているためです。また、達成手段は、例えば、測定指標２を達成するために、委託で調査研究を行うのは、本当に政策を達成するための手段といえるのか、その過程に至るための準備段階の内容を指しているのかがはっきりしないように思われます。通常であれば、例えば、達成するために、具体的にどの事業にどれだけのお金をかけるのか、というような検討ができると思います。そのように考えると野口先生の２つ目の御質問に関して、この達成手段（１）の調査研究が、測定指標の、カジノ事業免許の審査基準の策定、ガイドラインの策定に必要なものだ整理すると理解しにくい。先ほどの御回答を聞いていると、この達成手段（１）の調査研究は、この施策名に対する令和４年度にやるべきことの達成手段に必ずしもなっていないような印象を受けます。逆に、達成手段（２）のシステム構築と測定指標（４）の効率的な審査監督のためのプラットフォーム構築は性質的に異なるものではないかと思

います。また、(1) (2) という達成手段があるにもかかわらず、令和 4 年度の当初予算が記載されていないことについては、よく理解できないところがございます。加えて、細かいことで恐縮ですが、資料 1 について、令和 3 年度予算の執行額の記載がないのは何か理由があるのでしょうか。つまり、令和 3 年度に終了したものに対する政策評価であれば、この数字はとても大事で、資料 2 を見ると、実際には執行額が 597 百万円くらいであり、結果的には何ができて何ができなかったのかという、その説明が施策の分析に書いてあるという立て付けになっています。やはり評価書としては、今後のことを考えていくと、指標の考え方や説明の内容を考える時期にそろそろ来ているのではないかと思います。

少し精査しなければいけないと思いますが、施策が非常に大きな単位になってしまっているんで、今後は、施策を事業の内容で分割し、例えば 2 つくらいに分けることによって、もう少し理論的に、施策との関係性がしっかりした指標、また、その指標を達成するための事業という体系が、もう少し綺麗に構築できるのではないかという気がしております。今はこの施策だけになっていますが、何でもここに突っ込むのではなく、施策体系を精査すれば、もしかすると指標、手段、それぞれへ配分されている予算が、もう少し綺麗に示せるのではないかと考えております。そこから先は、例えば予算書の細かい内容などを一度見せていただかないと、具体的な提案はできませんが、少しそのような印象を持っております。

○企画課長

ありがとうございます。1 点補足で、令和 4 年度事前分析表のシステムの当初予算額が記載されていない点ですが、これは令和 4 年度から、デジタル関連の予算（システム構築に関する予算等）がデジタル庁で一括計上になっているため記載しておりませんでした。工藤座長から御指摘いただきました点につきましては、我々の方でもしっかり検討して、また改めて御相談をさせていただきたいと思います。

○工藤座長

ありがとうございます。それに関しまして、もう 1 点教えていただきたいのは、資料 2 の達成手段 (2) について、これはデジタル庁において予算が一括計上されるため、カジノ管理委員会としては、予算計上しないということは分かったのですが、令和 4 年行政事業レビューの事業番号が入っています。これは、設計そのものはカジノ管理委員会が行うものの、実際の予算計上がたまたまないという理解で良いのでしょうか。これに関するデジタル庁との役割分担は、具体的にどうなっているのでしょうか。この点について教えていただければ幸いです。

○企画課長

実際のシステム構築に関わる設計や執行は、カジノ管理委員会になります。それに必要な予算をデジタル庁に要求し、デジタル庁が予算として計上する形になっておりますので、予算はデジタル庁に計上されますが、実際に執行するのはカジノ管理委員会という形になります。

○工藤座長

ありがとうございました。

○大森委員

今のデジタル庁の移管の件ですが、政策を評価するに際し、金額は外せない要素だと思うので、デジタル庁において一括計上しているという注釈付きでかまわないので、この程度の金額で行っているということは参考情報としてお示しいただいた方がいいのではないかと思います。御検討ください。よろしくお願いします。

○企画課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○工藤座長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。では、最後に事務局からお知らせがございます。よろしくお願いいたします。

○稲垣企画課課長補佐

本日はありがとうございました。本日いただいた御意見・御指摘を踏まえまして、評価書及び事前分析表については、必要な修正を施した上で、カジノ管理委員会にて議決後、ホームページで公表したいと考えています。

また本日の議事録については、後日事務局より確認をお願いした上で、委員会のウェブページで公表する予定になっています。それでは、評価懇談会を終了いたします。

以上